

別紙第1

和解の前提となる当裁判所の判断

1 いじめ防止義務違反に基づく損害賠償請求に対する当裁判所の判断

(1) 当裁判所が証拠によって認定した事実は次のとおりである。

松木友音（平成5年4月24日生まれ。以下「友音」という。）は、小学3年生のころから同級生に避けられるようになり、小学5年生のときには同級生から「すごい気持ち悪い」などと言われた。

平成17年4月、友音は、6年生に進級したところ、同年7月に行われた席替えの際、多数の同級生から「（友音の隣になった）男子児童がかわいそうだ」と言われたり、同級生の男子児童から「うざい」と言われたりしたことから、同月6日、担当教諭にその旨を訴えた。

7月14日、修学旅行（8月31日、9月1日実施）の自主研修の班分けがなされたところ、担当教諭が自分たちで班分けを行うよう伝えたことから、友音は女子児童がいない班（男子児童ばかりの班）に入ることになった。なお、友音以外の班で女子児童が一人だけの班はなかった。

7月20日、友音は、担当教諭に対し、同級生の女子児童3名に避けられている旨を訴えた。その後、担当教諭が仲裁に入ったが、友音と前記女子児童3名との関係が修復されることはなかった。

8月18日、修学旅行の部屋割りが行われたところ、担当教諭が自分たちで部屋割りをを行うよう伝えたことから、友音だけは部屋が決まらなかった。その後、担当教諭も交じって数回にわたって話し合いが行われた結果、友音は前記女子児童3名がいる部屋に入ることになったが、その女子児童3名のうち2名は、担当教諭に対し、「どうでもいい」、「（友音と）一緒になっても、しゃべらなくてもいいの」などと言っていた。

8月31日の修学旅行の際、友音は、宿泊先のホテルで、教諭の部屋を訪ねてきて、「みんな窓に張り付いていて外の景色が見えないので見せて」と言っ

た。しかし、外は真っ暗で景色は見えない状態であった。また、友音は、「部屋の鍵がない」と言って、自由時間に一人でエレベーターを使って上に行ったり下に行ったりを繰り返していた。

修学旅行後の初登校日である9月5日、友音は、前記女子児童3名のうちの1名に対して自殺を予告する手紙を渡し、9月7日、授業中にカッターの刃を出し入れして手首に当てていた。

9月8日は台風のために臨時休校になったところ、9月9日早朝、友音は、6年生の教室で、教卓の上に7通の手紙（遺書）を残し、自殺を図った。そして、翌年の平成18年1月6日、死亡した。

- (2) (1)の事実に弁論の全趣旨を総合すれば、友音は小学3年生のころから長期間にわたって同級生に仲間はずれにされており、修学旅行の前からその仲間はずれはさらに顕著なものになったが、担当教諭らは友音が同級生に仲間はずれにされていると認識していなかったと認められる。しかし、(1)の事実に弁論の全趣旨を総合すれば、担当教諭らが友音を注意深く観察し、互いに情報を共有していれば、担当教諭らは友音が同級生にいじめられていたことを認識することができたというべきであるから、この点自体に過失があったというべきである。そして、仮に担当教諭らがそのことを認識していたら、場合によっては友音が自殺することも十分予見することができたというべきであり、さらに、担当教諭らがそのような事態を予見した上で、友音の訴えにより注意深く耳を傾けたり、同級生に対してより適切な指導をしたり、あるいは原告や友音の叔父に対してそのような事態になっていることを連絡したりしていれば、今回のような事態にはならなかった可能性が十分にあると認められる。

よって、被告らは友音の自殺によって生じた損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 調査報告義務違反に基づく損害賠償請求に対する当裁判所の判断

関係各証拠によれば、友音が残した7通の手紙（遺書）のうち、「学校のみん

なへ」という手紙（遺書）と「6年生のみんなへ」という手紙（遺書）は、その内容を読めば、友音が同級生にいじめられていたことを苦に自殺を図ったことを容易に理解することができるものであったと認められる。そして、関係各証拠によれば、友音が通っていた小学校の校長及び滝川市教育委員会の教育長ら（以下「校長ら」という。）は、友音が自殺を図った後比較的早い時期に、前記2通の手紙（遺書）の内容を把握したと認められる。

しかし、関係各証拠によれば、校長らは、前記2通の手紙（遺書）の内容を把握した後も、「（遺書の）内容については、遊んでもらったことや友人に対する好き嫌いなどの悩み、一緒に遊んでくれてありがとうといった内容であります、仲間外れにされている思いがあったのかも知れません。」、「多くの聞き取りの結果、特定の児童が標的になってまわりから肉体的・精神的な攻撃を受けたという情報は聞いておりません。」、「学校として、教職員への聞き取りや児童からの話等をもとに、現在のところ直接的に事故に結び付く原因があったと判断できる情報は得られていません。」、「暴力的・精神的ないじめを受けていたという事実は把握出来ていない。（遺書には）友人関係について好き嫌いを表現したものであり、事故に直接結びつく事実を把握できていない。」などと、遺書の内容について把握していた事実と異なる報告をしたと認められる。また、関係各証拠によれば、滝川市教育委員会の教育長らは、遺書が新聞に掲載された日の翌日である平成18年10月2日、記者会見において、「自殺の原因はまだ特定できていない。現時点ではまだいじめの事実をきちんと把握できていない。」旨の説明をしたが、その後、全国から批判や抗議が相次いだことから、10月5日の記者会見において、「自殺の原因はいじめにあった。」とそれまでの説明を一転させたことが認められる。

そして、関係各証拠によれば、原告及び友音の叔父は、前記認定の校長や教育長らの報告及び説明により、さらなる精神的苦痛を受けたことが認められる。

原告の慰謝料を算定する際には、このような事情も考慮すべきである。